

公益財団法人城陽市民余暇活動センター評議員及び役員の  
報酬等に関する規程

(平成 22 年 9 月 29 日議第 10 号)

改正	平成 23 年 5 月 25 日議第 3 号	令和元年 6 月 27 日議第 2 号
	平成 25 年 3 月 12 日議第 2 号	令和 3 年 6 月 29 日議第 2 号

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人城陽市民余暇活動センター（以下「この法人」という。）の定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 11 条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 22 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週 3 日以上を基本にこの法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益法人認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員には、報酬等を職務執行の対価として、別表第 1 に定める常勤役員の報酬に基づき支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第 4 条 常勤役員の報酬月額は、別表第 1 に定める常勤役員の報酬に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲内において別表第3に定める額とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当は、次の各号のいずれかに掲げる常勤役員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする常勤役員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員で、別に定めるもの以外の常勤役員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、

支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である常勤役員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である常勤役員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である常勤役員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である常勤役員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である常勤役員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である常勤役員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である常勤役員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である常勤役員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である常勤役員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である常勤役員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である常勤役員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である常勤役員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である常勤役員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に定める額

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給す

る。

5 通勤手当を支給される常勤役員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### （旅費及び費用弁償）

第6条 評議員及び役員が理事長の要請を受けて旅行したときは、それに要する経費として、常勤役員にあつては旅費を非常勤役員及び評議員にあつては費用弁償を支給することができる。

2 前項の旅費若しくは費用弁償の額は、別表第4に定める旅費の額を支給する。

#### （報酬等の支払方法）

第7条 報酬等は、その全額を通貨で、直接評議員及び役員本人に支払うものとする。ただし、法令に基づく場合においては、その報酬等の一部を控除して支払うことができる。

2 評議員及び役員が報酬等の全額又は一部の額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 常勤役員の報酬等は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

4 新たに常勤役員となった者にはその日から報酬等を支給する。

5 常勤役員が離職したときはその日まで報酬等を支給する。

#### （公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1

項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人城陽市民余暇活動センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程の施行の日をもって財団法人城陽市民余暇活動センター役員報酬及び費用弁償規程（昭和60年12月25日議第1号）及び財団法人城陽市民余暇活動センター評議員の報酬及び費用弁償規程（平成元年5月25日議第5号）は廃止する。
- 2 この規程は、平成23年（2011年）5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年（2019年）6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

区 分	報 酬 額		備 考
	月 額		
理 事 長		207,751円	
常務理事	週5日従事する者の月額	252,556円	
	週4日従事する者の月額	202,045円	

別表第2 非常勤役員の報酬

区 分	報 酬 額		備 考
	日 額		
理 事		9,064円	理事会・評議員会
監 事	日 額	9,064円	理事会・評議員会
		16,480円	監査業務

別表第3 評議員の報酬

区 分	報 酬 額		備 考
	日 額		
評 議 員		9,064円	評議員会

別表第4

区分		旅費若しくは費用弁償の額
宿泊料		12,000円
食卓料		2,400円
日当	宇治市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町及び井手町以外の市町村	1,000円
	上記の内鉄路100km以上	2,400円

備考

- 1 交通機関を利用するときは、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合にはその現によった経路及び方法によって計算する。
- 2 特急列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の旅行をする場合は特急料金を、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上の旅行をする場合は急行料金を支給する。